

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計 画 主 体	佐 呂 間 町

佐呂間町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	佐呂間町農務課
所 在 地	常呂郡佐呂間町字永代町 3 番地の 1
電 話 番 号	01587-2-1209
F A X 番 号	01587-2-3368
メールアドレス	noumu@town.saroma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、アライグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	佐呂間町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面 積	金 額
エゾシカ	小 麦	21.1 ha	4,392 千円
	ビート	19.3 ha	1,420 千円
	大 豆	12.9 ha	1,940 千円
	そ ば	7.0 ha	393 千円
	南 瓜	0.2 ha	27 千円
ヒグマ	小 麦	0.1 ha	101 千円
キツネ	ビート	0.1 ha	2 千円
鳥 類	小 麦	1.2 ha	649 千円
	大 豆	2.9 ha	867 千円

(2) 被害の傾向

全 般	農作物の被害は、播種時期から収穫期まで佐呂間町全域に発生している。
エゾシカ	農作物全般に被害が発生しており、飼料作物にも多大な被害を与えている。電牧等の被害防止策を講じていない畑に被害が出ている。
ヒグマ	山林に隣接した小麦、ビート、デントコーン畑に被害が発生している。
キツネ	農作物の被害、畜舎内での被害も出ている。住宅地にも出没してきている。
鳥 類	農作物の被害、畜舎内の飼料及び牛被害のほか、畜舎、農機具庫内での糞による被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	面 積	金 額	面 積	金 額
エゾシカ	60.5 ha	8,172 千円	54.5 ha	7,355 千円
ヒグマ	0.1 ha	101 千円	0.1 ha	91 千円
キツネ	0.1 ha	2 千円	0.1 ha	2 千円
鳥 類	4.1 ha	1,516 千円	3.6 ha	1,364 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・地元猟友会の協力を得て、銃器及び箱わな、くくりわな設置による捕獲を実施。 ・春期エゾシカ一斉捕獲の実施 ・狩猟免許・猟銃取得に対する奨励金及び各団体に対するわな購入費の助成	・猟友会会員の高齢化及び会員数の減少による人材不足。 ・時間や場所によって、銃器の使用が不可能な時の対処。
防護柵の設置等に関する取組	・電牧及び追払い機器の設置により農地への侵入を防いでいる。	・電牧等未設置の農地への被害が継続している。
生息環境管理その他の取組	・エゾシカライトセンサスによる生息動向の調査	・エゾシカの適正な保護管理推進

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

現在行っている被害防止対策を引き続き行うため、新たな猟友会会員の人材を育成し、捕獲体制の強化を図り被害の減少を図る。
また、各関係機関連携し、捕獲、被害防止の充実強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

北海道猟友会遠軽支部佐呂間部会、若佐部会の協力を得て、従来行っている箱わな設置及びくくりわなによる捕獲を実施していく。

*ライフル銃所持の必要性

ヒグマ・エゾシカの場合、対象鳥獣の警戒心が増して遠距離からの捕獲が必要であること、更に半矢(命中しても致死状態でないこと)とし手負いの状態で取り逃がすと無関係な人に危害を加える恐れがあることや、動物愛護の観点から可能な限り動物を苦しめることなく捕獲することが必要であることと、捕獲員の安全を確保するため、ライフル銃での捕獲を実施していく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、カラス類、ハト類、タヌキ、アライグマ	・銃器による捕獲 ・箱わな、くくりわな設置による捕獲 ・猟友会に対し捕獲に係る報償費の交付 ・猟友会会員の人材育成に要する経費の助成 ・春期エゾシカー斉捕獲の実施 ・各団体に対するわな購入費の助成
令和8年度		
令和9年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○エゾシカ 過去の捕獲実績等を考慮し、捕獲計画数を設定する。 ○ヒグマ 人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合のみ捕獲するため、過去の捕獲実績等を考慮し、捕獲計画数を設定する。 ○キツネ・タヌキ・鳥類 過去の捕獲実績等を考慮した捕獲計画数を設定する。 ○アライグマ等特定外来生物 特定外来生物であるため、被害の有無にかかわらず駆除するため捕獲計画頭数は設定しない。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	700	700	700
ヒグマ	7	7	7
キツネ	50	50	50
タヌキ	10	10	10
アライグマ	—	—	—
カラス類	100	100	100
ハト類	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の被害状況に応じて銃器及び箱わなの設置による捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ヒグマ・エゾシカの場合、対象鳥獣の警戒心が増して遠距離からの捕獲が必要であること、更に半矢（命中しても致死状態でないこと）とし手負いの状態で取り逃がすと無関係な人に危害を加える恐れがあることや、動物愛護の観点から可能な限り動物を苦しめることなく捕獲することが必要であることと、捕獲員の安全を確保するため、ライフル銃での捕獲を実施していく。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ、ヒグマ、 キツネ、タヌキ、 アライグマ	電 牧 5 基 追払い機器 5 基	電 牧 5 基 追払い機器 5 基	電 牧 5 基 追払い機器 5 基

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

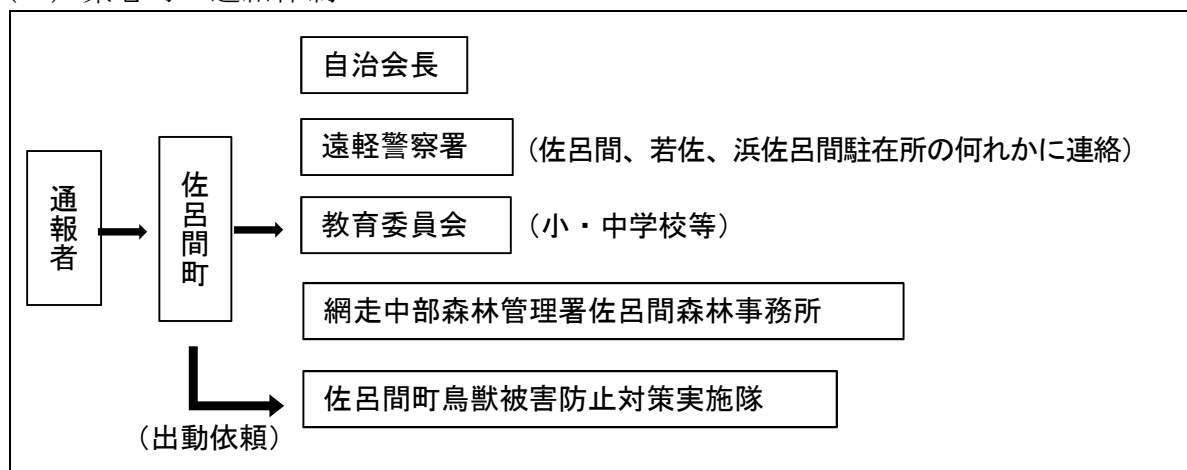
(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐呂間町	関係機関との連絡調整、捕獲指示、住民への注意喚起
佐呂間町鳥獣被害防止対策実施体（猟友会）	安全確保のための巡回、駆除
遠軽警察署（佐呂間駐在所、若佐駐在所、浜佐呂間駐在所）	住民への注意喚起、安全確保
北海道オホーツク総合振興局	関係機関との連絡調整、鳥獣被害防止に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、旧一般廃棄物最終処分場において埋設処理する。ヒグマについては、北海道環境科学研究センターへ内臓等の試料の提供を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食 品	旧一般廃棄物最終処分場において埋設処理しているが、今後、食肉資源として検討していく。その際には、北海道で作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に基づき実施する。
ペットフード	旧一般廃棄物最終処分場において埋設処理しているが、今後、その利用方法を検討する。
皮 革	旧一般廃棄物最終処分場において埋設処理しているが、今後、その利用方法を検討する。
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	旧一般廃棄物最終処分場において埋設処理しているが、今後、その利用方法を検討する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	佐呂間町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
佐呂間町	協議会の運営、有害鳥獣捕獲の指示等、箱わなの設置、被害状況の把握
佐呂間町農業協同組合	協議会の運営、被害防止策の実施、被害状況の把握
佐呂間町森林組合	協議会の運営、被害防止策の実施、被害状況の把握
北海道猟友会遠軽支部 佐呂間部会、若佐部会	協議会の運営、銃器、箱わな等による捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
佐呂間漁業協同組合	被害状況の把握

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

北海道猟友会遠軽支部佐呂間部会、若佐部会で編成、有害鳥獣の駆除を実施。
「佐呂間町鳥獣被害防止対策実施隊設置規則」別紙のとおり

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。